

財産区に関する調査票（芦原温泉上水道財産区）

平成30年4月1日現在

調 査 事 項		芦原温泉上水道財産区	芦 屋 市
1	財産区の名 称	芦原温泉上水道財産区	① 芦屋市 打出 芦屋 財産区 ② 芦屋市 三条 津知 財産区
2	財産の種類・規模	<p>土地 27筆 4,481㎡ (借地・水源用地 4,225㎡、配水施設用地 3,234㎡)</p> <p>建 物 水道会館 延べ 565㎡ (3階建て) 管理事務所 128㎡ 送水ポンプ場 58㎡ 第3配水場管理棟 25㎡</p> <p>取水施設 深井戸 6井(1井休止中、取水能力 11,300㎡) 湧水取水暗渠 400m 県水受水 2,850㎡/日 導水管延長 2.86km</p> <p>送水施設 着水池 1池 (ステンレス製、有効容量 25㎡) 送水ポンプ 3台 自家発電機 1台 (60kva) 送水管延長 1.49km</p> <p>配水施設 配水池 3池(1池休止中、3,800㎡) 配水ポンプ 1台 配水管延長 27.73km 第1応急給水場 288㎡ (非常用貯水槽 LUF形 1,500耗×17.85m 30㎡)</p>	<p>① 山林 29筆 1,159,897.73㎡ 保安林 7筆 1,333,079.00㎡ 公衆用道路 3筆 1,469.83㎡ 合 計 39筆 2,494,446.56㎡ (公簿)</p> <p>② 保安林 7筆 2,945,985㎡ (公簿) (神戸市域・神戸市と共有、 持分神戸市7/9、財産区2/9)</p>
3	財産区に関する条例等	<p>○ 芦原温泉上水道財産区管理会条例</p> <p>○ 芦原温泉上水道財産区水道事業設置等に関する条例</p> <p>○ 芦原温泉上水道財産区特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例</p>	<p>① ○ 芦屋市 打出 芦屋 財産区共有財産管理委員会条例 ○ 芦屋市 打出 芦屋 共有山入山取締規則</p> <p>② なし</p>
4	財産区管理上の組織	<p>管理会 6名</p> <p>水道委員会 9名 (内規により設置)</p>	<p>① 共有財産管理委員会</p> <p>② 財産区協議会</p>
5	管理委員の選任・任期	<p>財産区の給水区域内に1年以上住所を有する者で、専用給水装置若しくは共用給水装置を所有し、又は使用する家屋の給水名義人で、あわら市議会議員の被選挙権を有するものうちから、市長が議会の同意を得て選任(管理会長、副会長は管理委員の互選)</p> <p>管理委員 任期4年</p> <p>水道委員 任期2年(水道委員は区長が選任し管理会の同意を得て選任)</p>	<p>① ○市議会議員の被選挙権を有する者の中から市長が選任(委員長は委員の互選、副委員長は委員長が任命) ○任期 4年(定数15名)</p> <p>② 選任・任期とも協議会で決定</p>

6	管理委員の報酬	年額 会長 150,000円 副会長 120,000円 委員 100,000円 水道委員 30,000円	① 日額11,200円(委員長13,500円) ② なし(協議会に委託料支出)	
7	管理委員会・協議会の開催状況	29年度開催 12回(委員会を含む) (内、管理会定例会 10回(毎月))	① 年2~4回程度 ② 年1~2回程度	
8	先進地視察等について	実施(日帰り、1泊2日)29年度は未実施	① 隔年に実施(1泊2日) ② なし	
9	管理運営について	保存行為 浄水、配水施設更新 施設維持管理 配水管更新	○松くい虫防除事業 ○各種治山工事(県事業が中心) ○国砂防事業への用地提供(有償)	
		処分行為 水道事業設置条例により、管理者の権限に属する事務を処理するために水道部を置き、同条例及び管理会条例により管理運営を行っている。 (過去の土地の処分事例) 1件 平成6年3月 国道拡幅用地として県に売却 180.07㎡ 売却に伴う取得 ・代替用地として交換取得 59.70㎡ ・水道用地として購入 346.14㎡	○財産処分に関することは、すべて管理委員会・協議会に諮問。 ○主に砂防事業への用地処分。	
		処分金の使途	○当該地域で実施される公共的事業及び管理運営費に充てるため、財産区積立金として積み立てる。	
		会計区分	芦原温泉上水道財産区水道事業会計	○財産区特別会計
		事務局	芦原温泉上水道財産区水道事業	総務部 用地管財課
10	財産区と市議会との関係	○市議会の議決を要するもの ・予算、決算 ・契約締結(1,000万円以上) ・財産処分(5,000㎡以上) (地方自治法96条関係)	○市議会の議決を要するもの ・予算 ・契約締結(1,500万円以上) ・財産処分(5,000㎡以上) (地方自治法96条関係)	

11	日常管理業務等		○山林内パトロール（樹木・境界・山腹崩壊・落石危険箇所・ ゴミの不法投棄の監視等） ○境界確認・協定（水路・里道・官民間）
----	---------	--	---